

令和4年度八戸市少年相談センター運営協議会会議録

開催日時：令和4年6月1日（水）午後1時57分から午後3時3分まで

開催場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員：9名

細越委員、工藤委員、上野委員、若松委員、嵯峨委員、横濱委員、
音喜多委員、富岡委員、黄綿委員

事務局：石亀教育部長、梅内教育指導課長、石澤青少年GL、甲地副参事、
石田主任指導主事、河村主事

会議内容：下記のとおり

（司会）

皆様本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から令和4年度八戸市少年相談センター運営協議会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、教育指導課青少年グループ石田純也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、今年度新たに委員に御就任なさいました5名の方のうち、御出席された3名の方に、教育部長石亀純悦より委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立願ひます。委嘱状受領後、御着席ください。

青森県八戸児童相談所 所長 細越亜起子様。

（石亀部長）

委嘱状。細越亜起子様。八戸市少年相談センター運営協議会委員を委嘱します。期間。令和4年6月1日から令和5年5月31日までとします。

令和4年6月1日。八戸市教育委員会 教育長 伊藤博章。

どうぞよろしくお願ひいたします。

※ 以下、嵯峨委員、音喜多委員にも同様に委嘱状を交付。

（司会）

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は青森家庭裁判所八戸支部多田久仁子様、八戸警察署生活安全課長小山内信也様のお二人が公務のため欠席されております。お二人への委嘱状については、後日、事務局よりお渡しします。

それでは改めまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、その場に一旦御起立願ひます。

まず、当協議会会長の、八戸市中学校長会 横濱由紀 様。

次に、副会長の、八戸市少年相談センター 八戸市少年指導員 富岡節子 様。

ここからは、委員名簿に準じてお呼びします。

青森県八戸児童相談所 所長 細越亜起子 様。

八戸地区少年警察ボランティア連絡会 会長 工藤良弥 様。

八戸地区保護司会 副会長 上野吉春 様。

八戸市青少年生活指導協議会連合会 会長 若松隆三 様。

三八地区高等学校生徒指導部会 部会長 嵯峨弘章 様。

八戸市小学校長会 音喜多勸 様。

公募委員 黄綿昶行 様。

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

教育部長の石亀純悦でございます。

(石亀部長)

石亀です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

教育指導課長の梅内太郎でございます。八戸市少年相談センター所長を兼務しております。

(所長)

梅内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

教育指導課副参事の甲地由樹でございます。同センター副所長を兼務しております。

(副所長)

甲地です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

なお、本日は委員9名が出席しており、過半数を超え、定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。

ここで、八戸市教育委員会を代表して、石亀教育部長から皆様に御挨拶させていただきます。

(石亀部長)

皆さんこんにちは。一言、御挨拶を申し上げます。

今日から6月ということで、令和4年の新年度もスタートして3か月目に入るといところでございます。

世間を騒がせております新型コロナウイルス感染症ですが、今年度に入りましてからは、4月中頃から市内の小・中学校においても新規感染者が多発するという状況が続いておりました。

連休を過ぎて徐々に感染者の数も少なくなりまして、ここ1週間ほどでは、市内の小・中学校では感染者が一桁となったということで、大分、収まってきたなと感じております。

昨日のニュースを拝見しますと、県からも新たなコロナ対策ということで、基本的にはこれまでの対策を踏襲しつつも、また一段と気を引き締めながら、徐々に出口戦略といいますか、コロナ後を見据えて、出来る活動を再開していくこと、元に戻していくことで進んでいくと思っておりますが、当協議会も様々な今後の行事について、できれば市のイベントがありましたら、それに伴って活動を再開していければと考えております。

このような中で、当市の教育行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜り

まして誠にありがとうございます。また、本日は御多用の中、本運営協議会の会議にお集まりいただき、ありがとうございました。

本日、御出席の細越亜起子様、嵯峨弘章様、音喜多勸様におかれましては、新たに少年相談センター運営委員をお引き受けいただきました。どうぞ、よろしく申し上げます。

我が国におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、当市においても、感染防止対策として学級閉鎖や各種行事の中止といった措置をとらざるを得ない状況が複数の学校で続いています。このような状況の中、児童生徒や保護者を取り巻く環境が変化していることで、様々な影響を受けていることが懸念されております。

特に深刻なのは、児童生徒の交友関係の希薄化が原因と考えられるいじめや自殺問題、自粛生活のストレスが原因と考えられる心理的虐待や育児放棄等の児童虐待事案の増加でありまして、いずれも児童生徒からのSOSを大人や第三者が発見する機会が減少しています。

こうした「いじめや虐待の潜在化」の恐れが指摘されている中で、子どもを守るためのセーフティネットとして設けられた各種相談窓口や、街頭で少年指導にあたる少年指導員の存在は、ますます重要となっていくものと思われま

す。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度も八戸市少年相談センターの活動は様々な制約を受けているところではございますが、少年の非行を防止し、健全に育成するという責務を果たしていくため、感染防止対策を徹底した上で、より効果的な街頭指導を実施して参ります。また、児童生徒、保護者からの少年相談には親身で温かな姿勢であたり、問題解決に向け、粘り強く取り組んで参ります。

本日は、当市における青少年の健全育成に向け、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

将来を担う青少年の、明るく、そして活力ある生活のために、お力添えをお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はどうぞ、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、協議に入る前に、資料確認をいたします。

資料については事前に送付させていただいておりますので、確認のため御提示いただければと思います。

※ 資料確認

それでは、協議に入らせていただきます。

横濱会長、議長席をお願いいたします。

それでは、横濱様、議事進行、よろしく申し上げます。

(議長)

会長の横濱です。当協議会の規則に基づき、議長を務めさせていただきます。

皆様の御協力をお願いいたします。

それでは協議に入ります。協議の(1)、令和3年度中における八戸市少年相談

センター事業について、事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

はい。それでは私から御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

当センターでは、少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、年間を通じて様々な活動に取り組んできました。

資料1には、当センターが出席した情報交換のための会議、スキルアップのための研修会のほか、感染予防対策を講じた上で行った街頭指導等が記載されています。

主な活動について紹介いたします。

まず当センターの主たる活動の一つである街頭における巡回指導についてです。八戸市少年相談センターでは、年間を通して、非行少年の早期発見と指導のために少年指導員による巡回活動を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、巡回指導を中止とした時期がありました。実施できた月は、6月、7月、8月上旬、11月、12月、1月上旬の約4か月半程度であり、年間で68回巡回していただきました。

なお、この中で通常巡回とは、平日午後2時からと午後7時から行われる基本的な巡回で、月に1度、土曜日にも行われています。

特別巡回とは、中体連や文化祭、夏季休業や冬季休業といった学校関連行事、地域のお祭り等に合わせて特別に行われる巡回となりますが、令和3年度は各種行事が中止または延期となり、実施はありませんでした。

職場巡回とは、中心街に所在する、青少年が出入りしやすい商業施設の施設管理担当の方により行われている巡回です。

引き続き、主な活動について御説明させていただきます。

まず、6月14日に令和3年度の八戸市少年相談センター運営協議会を開催し、出席された委員の皆様から御意見を賜りました。

7月26日には、人と人との絆づくりに欠かせない“あいさつ”の重要性を広く青少年に伝えるべく、八戸市庁前広場において「さわやか八戸あいさつ運動決起大会」を開催いたしました。

次のページを御覧ください。

令和4年1月6日には八戸市青少年健全育成「愛の一声」市民会議主催の「令和4年新春はちのへ郷土かるた大会」に参加し、青少年の健全育成に資する活動を行いました。

この他の活動については資料に記載のとおり、当センターの職員が中心となって、生徒指導部会や研修会に出席して青少年問題の情報交換をしております。

以上で、資料1の活動状況についての報告を終わります。

次に、資料2を御覧ください。

青森県では、昭和55年4月1日に施行された「青森県青少年健全育成条例」

に基づき、青少年の健全育成を阻害する社会環境の浄化を図るため、毎年一斉調査を行っています。本資料はその調査結果のうち、八戸市における調査結果の推移、現状を取りまとめたものとなります。

調査は青森県青少年健全育成推進員と、青森県青少年健全育成条例に基づく立入調査員により行われています。

調査期間は令和3年6月から同年12月までの間となっています。

調査対象は、資料に記載したとおり、1. 有害図書类等収納自動販売機、2. 自動貸出機、3. 一般書籍販売店、4. スーパーマーケット・コンビニエンスストア等、5. DVD等販売店、6. コンピューターソフト販売店、7. 個室カラオケ営業店、の7業態となります。

業態ごとの現状等について御説明いたします。

資料2 1ページ目の「5 調査結果」を御覧ください。

(1)有害図書类等収納自動販売機は、八戸市内の3か所に10台が設置されており、その設置箇所、台数の内訳は、白銀地区が4台、尻内地区が2台、是川地区が4台となっております。少年相談センターとしましては今後も継続して販売機撤去に向けた活動を展開したいと思っております。

2ページ目を御覧ください。

(2)の自動貸出機等については、県内には自動貸出機の設置は確認されていません。

次に、(3)の有害図書類取扱一般書籍販売店は、前年比－4軒の12店舗が営業しており、平成28年度調査時以来、店舗数が漸減しております。

次に、(4)の有害図書類取扱スーパー・コンビニエンスストア等は、前年比＋1軒の78店舗が営業しています。ほとんどの店舗では有害図書類の陳列に当たり、青少年への配慮がなされておりますが、今後も配慮に欠ける店舗が確認された場合は、店舗側に対し対策を講じることを要請し配慮を求めて参ります。

次に、(5)のDVD等販売店等につきましては、有害図書類の貸付を行う店舗についても含まれております。店舗数は前年比－2軒の13店舗が営業しており、こちらも平成29年度以降、漸減傾向にあります。

次に、(6)のコンピューターソフト販売店は、前年比－1軒の7店舗が営業されています。

最後に、(7)の個室カラオケ営業店は、前年比－1軒の8店舗が営業しています。いずれの店舗も酒、たばこなどの販売について確実に管理されており、青少年への配慮がなされている状況ですが、個室で非行が行われる恐れもありますので、八戸市少年指導員の巡回指導時における声掛けや八戸警察署との連携強化、情報共有等により、青少年の非行防止に努めて参ります。

以上で調査結果の報告を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

協議については、次第にしたがって進めていきたいと思っております。続いて、資料3「青少年だより」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：副所長)

それでは資料3を御覧ください。

この資料は、当センターの主たる活動である街頭指導の実施状況と、少年相談の受理状況を取りまとめたものとなります。

1 ページ目を御覧ください。

令和3年度中における街頭指導の実施状況等について説明いたします。

街頭指導の実施主体は八戸市少年指導員の皆様で、各地区の青少年健全育成を目的とした民間ボランティアの方、小・中学校のPTAから推薦を受けた方、大型店舗の施設管理担当の方など、八戸市教育委員会教育長から委嘱を受けた方84名で構成されております。

実施時間、実施場所については、資料に記載のとおりです。

令和3年度は、先ほど話しましたとおり、実質4か月半しか実施できませんでしたが、年間で延べ68回の街頭指導が行われました。指導員の皆様には、夏の猛暑や冬の極寒の中、コロナウイルス感染防止対策をとりながら街頭指導に従事していただきました。この御協力に対し、心から感謝申し上げます。

2 ページ目を御覧ください。

令和3年度における街頭指導実施結果です。

令和3年度の指導少年数は221人で、昨年度に比べ、344人減少しました。性別での内訳は、男子101人、女子120人となっています。

3 ページ目を御覧ください。

指導少年の学識別では、小学生が最も多く、次いで高校生が多いという内訳になっています。

4 ページ目を御覧ください。

指導少年を行為別の人数で見ると、「遊技場への出入り」が34人で、不良行為につながるおそれがあるパチンコ店への出入りや飲酒・喫煙等に対する指導報告はありませんでした。

「その他」については187人で、その内容のほとんどはふれ合いのための会話ですが、危険な行動や非行に発展する恐れがある行動への注意喚起、呼びかけも散見されました。

ほとんどの少年指導員からは、中心街における小・中高生の蛸集がほとんど見られず、人通り自体が少なくなり、寂しかったとの報告がなされている状況でした。

今年度に入り、市中心街の大型商業施設の閉店等の影響により、市中心街の人の流れが目に見えて減っている状況があります。これまで行ってきた職場巡回についても、郊外大型商業店舗に協力を掛け合うなどして指導巡回を行う必要があると考えています。これからも、巡回する指導員からの意見や地域情報、警察情報を参考に、巡回方法の見直しを図ることでより効果的な街頭指導に取り組んでいきたいと考えていますので、情報がありましたらどうぞ御連絡ください。

続きまして、資料の7ページ「令和3年度中における少年相談の受理状況等

について」を御覧ください。

令和3年度中に受理した相談件数は、電話相談44件、来所相談9件の計53件でした。

相談対象を性別で見ると、男子は25件、女子は28件となっています。

資料の8ページを御覧ください。

学識別で見ると、小学生が36件、中学生は10件、高校生は6件で、その他1件となっています。

なお、その他1件については匿名男性からの自身を対象とする相談を計上しています。

次に、8ページ下のグラフを御覧ください。

相談の内容別で見ますと、「学業・職場問題」が一番多く41件、「家庭問題」が8件、「非行問題」が2件寄せられました。

9ページを御覧ください。

「学業・職場問題」の項目中、最も多く相談が寄せられたのは「不登校」で、小学生23件、中学生5件、高校生5件でした。

少年相談については相談者のプライバシー等の兼ね合いもあり、個別具体的な事例の紹介は差し控えさせていただきますが、令和3年度は、少年相談センターへの相談を契機として、児童の不登校の原因の一つが家庭の貧困にあることが予想されたため、保護者とともに支援手続をした結果、家庭環境が改善され、児童が元気に登校したという事例もありました。

少年相談センターでは、解決までに長い時間を要する問題も複数取り扱っています。今後も、相談者の問題が少しでも解決されるように努め、誠意をもって真摯に相談に当たることが大切であるとともに、相談者に寄り添った長期的な対応が重要であると考えます。

以上で協議の(1)、令和3年度中における八戸市少年相談センター事業についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

協議の(1)に対するこれまでの事務局の説明に対し、何か御質問等、ございますか。

(議長)

はい、工藤委員。

(工藤委員)

少年警察ボランティアの工藤です。

資料2の有害図書類等収納自動販売機の撤去についてですが、例えばこういうのは何か指導する方法があるんですか。

(議長)

ただ今の工藤委員からの質問について、事務局から回答願います。

(事務局：副所長)

はい、私からお答えします。

まず、青少年健全育成条例では、有害図書類を自動販売機に収納してはならないと明記されていますが、青少年が有害図書類を容易に入手できないよう管理されている場合は、適用の対象外となることとなっています。

現在、確認されている自動販売機については、青少年の立入を禁ずる旨の記載や目張りなどが施されているものがほとんどで、直ちに違法性があるものとは認められず、通常の営業の一形態と見なされているのが現状だと思えます。

ただ、青少年の健全育成のため、販売会社に対し、青少年が夜中にこっそり購入できないような工夫を施して欲しい、目張りをしっかりして欲しいといった申し入れをするなど、任意の働きかけはできますので、そういった働きかけを行っている状況です。

実際に他市において撤去した事例としましては、地権者が亡くなってその際に働きかけを行い、自販機を撤去したという案件もあったそうで、そういった視点からの働きかけも行いたいと思えます。

(工藤委員)

分かりました。

あと、個室カラオケですが、問題なく運営されているとは思いますが、巡回する際に、入口ドアに目張りのシートが貼ってあり、中の様子が見づらい場合があります。

ああいうのは、建築法とかで何パーセントまで目張りしていいとか、決まっているものでしょうか。

(議長)

ただ今の工藤委員からの質問について、事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

はい。

工藤委員の仰ったカラオケ店の入口ドアについては、建築基準法で基準が設けられているものなのかどうか、大変申し訳ありませんが、勉強不足でこの場ですぐお答えはできません。

ただ、一般的に、八戸市少年指導員が行っている巡回指導は、店舗管理者の同意や善意に基づいて行われている巡回なので、基本的にカラオケ店の個室に入って、個室でこういった客層がどう利用しているのかといった確認はしていません。店舗側から営業妨害と捉えられる可能性があるからです。店舗の玄関先や待合室等に非行行為に及ぶ可能性がある少年を確認した場合、非行の未然防止のために声掛けするとか、店舗から少年が出てきた場合にタバコや酒等といった非行行為をしていないか確認するための声掛けをし、非行行為が確認できた場合は、警察に連絡の上、補導等の措置をとる等の指導方法が限界だと考えています。

カラオケ店の管理者や従業員に、来店した青少年の非行防止のための啓発活動や協力を依頼することは、少年指導員の皆さんも出来ることだと思うので、今後検討していきたいと思えます。

(工藤委員)

分かりました。

私達警察ボランティアが巡回する場合は、カラオケ店に対して、青少年にタバコ等を販売しないようにとか、必ず名簿に氏名を書いてもらうようお願いしています。巡回した場合は、名簿を見て、あの中に中学生や高校生がいて把握するようにしているのですが、中で何をしているのか、不良行為をしていないかまでは見る事が出来ないのです、どうしたらいいのかな、と考えていました。

(議長)

はい、富岡委員。

(富岡委員)

少年指導員の富岡です。

先ほどの有害図書自動販売機につきまして、補足説明したいと思います。

実は、私も自動販売機の調査を県から依頼を受けて調査しています。

有害図書を扱う自動販売機については、通学路等に設置されていた場合は県に報告し、撤去依頼を出しています。参考としてください。

(議長)

はい、有害図書自動販売機に関しては、通学路にあった場合は県に報告し、撤去依頼を出しているとのことでした。

ほかに、質問等がありますか。

また、何かありましたらお知らせください。

それでは、引き続き、協議の(2)、令和4年度の八戸市少年相談センター活動方針について、事務局から説明願います。

(事務局：所長)

それでは、私から説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

当資料は、令和4年度における八戸市少年相談センターの活動方針を示しております。基本方針等、内容につきましては昨年と変わるところはございませんが、確認の意味で皆様に御説明いたします。

まず基本方針についてですが、当センターの活動が「青少年の健全育成と非行防止」及び「少年相談活動による問題の早期把握と解決」を目的に展開されていることを示しています。

そして、この目的を達成するための具体的な方策が、以下の重点目標として掲げられております。

その1は「街頭指導の充実」です。

非行少年等の行動の多様化、凶悪化に対処するため、地区青少年生活指導協議会の協力を得て、繁華街、地区の巡回を実施すること、小・中学校生徒指導研究会、三八地区高等学校生徒指導部会等との連携のもと、効果的な街頭指導に努めることの2点に取り組んで参ります

その2は「少年指導員の資質と技術の向上」です。

当センター及び少年指導員間の共通理解を高めるための研修会等を開催し、

それを通して少年相談員の資質及び技術の向上を図ること、諸研究会への参加、関係施設等の視察を通して、実践的な意識の高揚を図っていくことの2点に取り組んで参ります。

その3は、「少年相談の充実」です。

保護者や少年、学校関係者等が気軽に相談できる雰囲気醸成し、親身な相談に当たるほか相談内容に応じた柔軟な対応を心掛けること、関係機関との密接な連携により、適正な問題解決に当たっていくこと、広報等により、相談窓口の存在を広く知らせていくことなどに取り組んで参ります。

その4は「社会環境の浄化」です。

有害環境の現地調査を行うほか、青少年生活指導協議会といった、各地区の民間ボランティア団体と積極的な情報交換を行い、現状を把握すること、それをもとに、地域社会と連携しながら有害図書自動販売機等の撤去活動を推進していくことなどに取り組んで参ります。

その5は「健全育成・非行防止の啓発活動」です。

平素から「さわやか八戸あいさつ運動」の実践と啓発に努めるとともに、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子供・若者育成支援強調月間」には特別啓発活動を実施し、その主旨徹底を図ること、広報誌「かがみ」の発行などを通して、保護者、教師、青少年健全育成関係者への広報活動を推進すること、地域の非行防止・健全育成の研修会等に積極的に参加し情報提供、助言に努めていくことなどに取り組んで参ります。

当センターといたしましては、年間を通じてこれら重点目標に取り組み、「青少年の健全育成と非行防止」及び「少年相談活動による問題の早期把握と解決」という目的の達成に向けて精力的に活動を展開して参ります。

以上で、協議の(2)、令和4年度の八戸市少年相談センター活動方針についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。引き続き、協議の(3)、令和4年度の八戸市少年相談センター事業計画について、事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

それでは、私から御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。

当資料は、令和4年度における八戸市少年相談センターの事業計画となります。各事業につきましては、先に説明した活動方針における重点目標と連動しており、目標達成のために取り組むべき、これら事業の実施時期なども示されております。

まず、少年相談センターにつきましては、昨年度同様に通年で受け付け、親身かつ、きめ細やかな対応に努めることで青少年や家庭が抱える問題の解決に取り組んでいきます。

次に、街頭指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために本年1月上旬以降の活動を中止してきましたが、未だに八戸市内での

感染者数が高止まり状態のため、今月の街頭指導についても中止とします。

ただ、夏季は青少年が最も多く市街地を出歩く時期でもあり、指導機会の減少が青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れもあるため、7月以降は、新型コロナウイルスの感染者数の動向を注視しつつ、感染防止対策を徹底した上で、再開していきたいと思います。

なお、すでに中止が決定している三社大祭といった大型イベントや地区のお祭り、学校関連行事に併せて取り組んできた特別指導につきましては中止といたします。秋口以降の特別指導につきましては各行事の開催の有無を事前に把握するよう努め、開催決定に併せて取組を計画するといった柔軟な対応に努めて参ります。

八戸市少年指導員の研修につきましては、本年6月4日の研修会が中止となりましたが、一昨年と同様、書面研修という形で各種資料を指導員の皆様に郵送し、取組意識の高揚を図りたいと思います。

また、関係機関及び団体の諸会議への出席につきましては、青少年の健全育成に資する情報の共有や、各機関、学校との連携強化を図ることを目的に積極的に出席していくほか、当センターの事業を円滑に進める上で参考となる、これまで未出席であった各種会議、研修にも積極的に参加し、事業の成果を高めて参ります。

以上で、協議の(3)、令和4年度の八戸市少年相談センター事業計画についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。協議の(2)、(3)に対するこれまでの事務局の説明に対し、何か御質問等、ございますか。

(委員各位)

特にありません。

(議長)

それでは、協議の(2)「八戸市少年相談センター活動方針について、及び(3)「八戸市少年相談センター事業計画について」に対し、御異議等なければ、原案どおり決定したいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

(委員各位)

異議なし。

(議長)

それでは両協議につきましては、原案どおり決定することといたします。

以上をもちまして、上程された協議は、全て終了しました。

最後に、「その他」となりますが、本日お集まりの皆様は、青少年の健全育成に日々尽力されている方々でもありますので、この機会に日頃感じられていること、気に掛かっていることなど、お一人ずつ御発言いただければと思います。

それでは細越委員から、順次席順にお願いします。

(細越委員)

少年非行の数は昭和 50 年ころをピークに減少していますが、児童相談所に

寄せられる非行相談は、ここ数年、同程度でずっと横ばいの状態が続いています。これが何を意味するのかと言いますと、少子化が進んでいる社会情勢にもかかわらず、非行相談の数が減少しないということを鑑みると、犯罪の低年齢化が進んでいるということだと思えます。

こうした状況の中で、青少年に対しては地域の皆様からの声掛けであるとか、気に掛けていただくことが、非行の早期発見につながると考えています。今後ともよろしく願います。

(議長)

ありがとうございました。では、嵯峨委員どうぞ。

(嵯峨委員)

私は高等学校の生徒指導の担当者として参加させていただきました。今後ともよろしく願います。

高校生に関しては、昔のような非行行為が多かった時代と比べ、かなり非行行為の数は減ってきているという認識があります。

ただし、高校生の段階でストレスを感じるというのは昔から変わりはないですが、外に現れる形で非行を行うというよりは、家に籠もって非行を行うケースが多くなってきたと思います。それが不登校の増加であるとか、SNSをめぐるトラブルに非常に強く現れているなど、そして学校等がその対応に追われているな、という認識を持っています。

あともう一つありまして、高校も昔と比べて生徒指導のあり方が変化しておりまして、例えば高校生が妊娠した場合、かつては退学であるとか、不健全な行為であるということで懲戒処分の対応をとっていたところもあったかもしれませんが、今はそういった場合でも、退学や懲戒処分をすることはほとんどなく、出来るだけサポートする、特に女子生徒に関しては母体の健康のために望ましくないという場合には、進路変更も含めて相談を受けて対応するというのもしています。

(議長)

サポートするというのは、出産する選択肢も含めてですか。

(嵯峨委員)

はい、そういうことです。例えば全日制の生徒であれば、通信制に移って無理のない状態で、家庭のサポートを得られるならば得ながら、高校を卒業するという選択肢もあるということです。

(議長)

はい、ありがとうございました。では、音喜多委員、どうぞ。

(音喜多委員)

はい、小学校の方ですけれども、ゲーム機とかそれに伴うトラブルが絶えないという感じです。元を正せば、家庭環境とか生活が昼夜逆転しているということがあって、そこから抜け出せないことから不登校に至るというケースがあります。

それから、八戸市で一人一台端末ということで、一人一人にクロームブック

が配布されています。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等で登校できない場合に、その端末を使って家庭で授業を見ることができるようになってきました。家庭で授業を受けられる利点がある一方で、家で勉強する居心地がよくなって休み癖がつき、結果、不登校になる子が増えてきているという気がします。こうした情勢を、気をつけて見ていきたいなと思っています。

(議長)

中学校でも小学校と同じように、新型コロナウイルス感染症による出席停止などの場合は、一人一台端末を活用しています。

また、特に不登校の子には、クロームブックでの授業参加を勧めて、授業に参加させるという方針でやっています。

高校さんの方では今年から始めていると思いますが、嵯峨委員、どうですか。

(嵯峨委員)

高校ではクロームブックの活用は進んでいるところと、進んでいないところがあって、おそらく小・中学校の方が活用自体は進んでいるのかもしれませんが。高校の場合は、不登校の生徒の対応は、なかなか徹底しきれていないところがあります。

(議長)

はい、ありがとうございます。若松委員から質問があるそうですので、若松委員、どうぞ。

(若松委員)

はい、今日、小・中・高の先生方が出席されているので、せっかくだからこの機会にお聞きしたいのですが、端末授業については、実際に教室での授業と比べて、効果はどう感じていますか。

教室で授業を受けている生徒に比べて、端末授業を受けている生徒の授業の遅れなどはあるのでしょうか。

(議長)

中学校の端末授業に関しては、端末授業を受けている生徒からの質問を受けて、その都度、授業を止めて回答するということが難しいので、その生徒が学校に出てきたら補充学習するということで対応しています。小規模校であれば、少人数であることを活かして細かく対応できるので、端末授業による授業の遅れはないと思います。

小学校の場合はどうですか。

(音喜多委員)

やはり、教室での対面授業が一番効果があると思います。現時点では、家で授業を見ている生徒からの質問を受け付けるということは、授業で行っていません。今後、徐々に環境が整備されていけば、効率は上がっていくのかなと思います。

(若松委員)

端末授業がどのような感じで行われているのか知りたくて質問しました。

ありがとうございました。

(議長)

はい、それでは工藤委員、どうぞ。

(工藤委員)

はい、警察ボランティアには八戸市と階上町あわせて 88 名の会員がおり、14 支部に分けて、皆さん街頭補導をやっていただいております。今回使用している資料にも八戸市少年指導員の皆さんの街頭補導のことが書かれていますが、私達が巡回する中で、最近、保護者が 19 時以降も子どもを連れて外出していたり、保護者が買い物中、ゲームセンターなどに子どもを一人で置いて遊ばせているケースを目にします。

巡回の中で、そういった青少年に声掛けすると、保護者から「うちの子どもが何悪いことしたんだ」とか「なんでそうやって声をかけてくるんだ」等と言われることも多くなった気がします。

どのような声掛けで対応すべきか悩んでいるところです。

それと、最近は巡回していても子どもがいないことが多いです。子どもたちが携帯電話で私達が巡回していることを連絡しあたりしているのかもしれないし、そもそも私達が目立つ格好をしてジャンパーを着ているから警戒されているのかもしれない。下校する子どもにはよく会い、見守りをしています。

19 時以降に保護者と一緒にいる子どもに対しては、声を掛けないのも子ども達のためにならないので、なるべく声を掛けようとは思っていますが、こういうのを市の条例等で何かできないかな、と思うこともあります。

警察ボランティアでも、子どもたちの見守りを頑張っていますのでよろしくお願いします。

(議長)

はい、上野委員、お願いします。

(上野委員)

非行少年などが関わっている犯罪に関する話は、保護司会の方に情報として上がっていませんので、現在のところ、ここで提供できる情報はありません。

(議長)

はい、富岡委員、お願いします。

(富岡委員)

なかなか少年指導員としての巡回ができず、寂しいなと思っています。

少年指導員による街頭補導人数には、悪いことをしている子どもばかりが計上されているわけではありません。

挨拶をするといいい返事を返してくれる、温かな声掛けから始まる触れ合いができた子どもたちの人数も入っています。

私たち少年指導員が、悪いことばかりしている子にだけ声をかけているわけではないということを、周りの大人にも分かって貰えなければ、声をかけられる子どもたちも私達に声をかけられるのが嫌になるでしょうから、私達少年指導員は、にこやかに声掛けしながら巡回をしています。

これまでに何人も声掛けさせてもらっており、ほとんどが挨拶をしっかりと

返してくれている状況です。

(議長)

はい、若松委員、どうぞ。

(若松委員)

八戸市青少年生活指導協議会の推進事業として、4つの事業を推進しております。

その

1つ目は、健全な家庭づくりの推進事業

2つ目は、青少年の社会参加推進事業

3つ目は、地域活動推進事業

4つ目は、社会環境浄化活動の推進事業

ということで、令和3年度は市内21地区で事業の推進を依頼しました。

令和3年度は、社会環境浄化推進事業2地区、地域活動推進事業12地区、あわせて14地区で主な事業を行いました。

今年度も4つの事業をメインとして各地区で活動してもらうことになっています。

(議長)

はい、黄綿委員、お願いします。

(黄綿委員)

私は八戸藩加賀美流正伝流鎚馬伝承師範として、十数年、明治小学校などの朝の体操の際に、おとぎの森などに木馬において、流鎚馬の稽古として子どもたちに体験させるなどといった活動をしており、将来有能な人材を育ててきました。

私は特定の団体に所属していない委員なので、直接子どもたちの問題行動を未然に防ぐために努力されている他の委員の方々のようなアプローチはできませんが、地域の無形文化財に相応しいような伝統武芸というものを復活させ、そして伝承していく、有能な人材を育てることが、その子にとっての大きな生き甲斐、存在理由を自覚させるということを感じながら、私ができる特技を活かして、青少年の健全育成のためにやれることをやっています。

(議長)

はい、それでは最後、私の方から中学校を代表しまして、現況を話したいと思います。

今、中学校では4、5月に半数以上が、日程や旅行先を変更するなどして、修学旅行を終えています。実際、修学旅行先に行ってみると感染対策もしっかりされていますし、ほとんど人がいない状況で、これで感染するというのは考えられないな、と感じておりました。

この後と言えば、6月18日から6月20日の中で、市中連夏季大会があり、3年生にとっては最後の大会となります。

3年生は昨年9月、コロナ対策で新人戦秋季大会もなくなり、今年5月も練習試合等で新型コロナウイルスの感染が広まって春季大会ができなかった部活

も多数ありました。何とか6月に3年生を活躍させる場を作ってあげたいなというところで、市内の先生方にも調整してもらっているところです。

また、コロナ禍において家庭環境が悪化していることが、ダイレクトに子ども達に影響しており、子どもたちの心が揺れ動いて、表に発散できないとか、命に関わる事案だとか、様々なものに影響を与えているのかもしれませんが。

ですので、大人が、先生方がアンテナを高くして、子どもたちを見守っていただければなということで業務を進めております。

(議長)

それでは、これもちまして議長の任を終えさせていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。

(司会)

横濱様、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様御多用のところ、このように御参集いただいた上、貴重な御意見を賜りましたことに対し、心から御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度八戸市少年相談センター運営協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

～以 上～